平成２２年度アルコール検知器導入助成事業実施要領

社団法人 東京都トラック協会
平成２２年　６月２８日
一部改正　平成２２年１２月２１日

１．定　　義

アルコール検知器とは、アルコールの検知が可能なものであり、点呼時に運転者の呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものをいう。

２．助成要綱

「平成２２年度アルコール検知器導入助成事業実施要綱（一部改正　平成２２年１２月２１日付け､東ト協運運発第９１号）」以下「平成２２年度要綱」という。）のとおり。

３．助成予算総額

９，０００万円

４．助成対象機器

(社)東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）の会員事業者が、都内の営業所で使用することを目的に、本年度新たに導入した平成２２年度要綱に定める検知器であり、次のものを対象とする。

（１）ハンディ型検知器
（２）記録型検知器
（３）遠隔地検査管理型検知器
（４）アルコール・インターロック型検知器

５．助成金額

平成２２年度要綱に定めるとおり。

６．申請受付期間

平成２２年８月２日（月）から平成２３年２月１５日（火）までの期間とする。

上記の期間内であっても助成予算額に達した場合には､その時点をもって受付を終了とする。

７．申請（請求）手続き

（１）申請（請求）方法

検知器を購入後、平成２２年度要綱に定める様式の申請書等に所定事項を記入し、下記（２）の添付書類を添えて、上記６．の期間内に東ト協運行管理部（１階ロビーに｢特設窓口」を設置）に提出（持参又は郵送）する。

また、申請（請求）にあたっては、当該検知器の購入又はリース契約の締結が、平成２２年４月１日（木）から平成２３年２月１５日（火）までの間に行われており、かつ、同期間内に申請（請求）できるものであること。

（２）添付書類

申請（請求）時には、以下の添付書類を提出すること。

①　領収書の写し（機器の型式、単体価格、器数の内訳が確認できない場合には、請求明細書等の写しも添付）

② 機器の保証書の写し
③ 取扱説明書、又はカタログ等の写し（同機種の場合は１部）
④ リースの場合は、リース契約書の写し及び初回リース料の支払い完了を証する書面の写しで、リース期間及びリース料金の総額が記載されているもの

（３） 改正前の実施要綱（平成２２年６月２８日付け、東ト協運運発第３１号）による既申請者の申請（差額追加請求）方法

平成22年度要綱 第６条 の申請（差額追加請求）は、同要綱 第４条に定める「平成２２年度アルコール検知器導入助成金交付申請書(兼請求書)」(様式１)により、上記 ６ の期間内に東ト協運行管理部に提出（持参又は郵送）する。

ただし、既申請時に提出した「平成２２年度アルコール検知器導入内訳書」(様式２) 及び上記（２）の添付書類 ① ～ ④ の記載内容に変更がある場合は、当該書類についても提出する。

８．申請（請求）の要件

（１）助成対象検知器

助成対象検知器は、平成２２年度改正要綱に定める基準及び要件に適合する検知器であること。

なお、パソコン、携帯電話、プリンター等の付属機器及び消耗品の購入費用は助成対象外とする。

（２）導入検知器

東ト協の助成は、他道府県トラック協会からアルコール検知器の助成金の交付を受けた同一検知器については、交付の対象としない。（併用申請は不可）

（３）導入形態

検知器は、購入又はリースのいずれの導入形態であっても助成対象とする。

なお、割賦により検知器を導入し、支払いが完了していない場合は、助成の対象としない。

９．適用期日

本要領は、平成２２年度事業に適用する。

〇平成２２年度アルコール検知器導入助成事業実施要綱（ＰDF ファイル）
〇平成２２年度アルコール検知器導入助成事業実施要領（ＰDF ファイル）
○申請書類
・平成２２年度アルコール検知器導入助成金交付申請書(兼請求書)（様式１）
(MS Word ファイル)
・平成２２年度アルコール検知器導入内訳書 （様式２） (MS Excel ファイル)

お問い合わせ先
(社)東京都トラック協会運行管理部
〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-8
℡ 03-3359-3618 FAX 03-3359-4983
ホームページ http://www.totokyo.or.jp/